

笠間市議会建設産業委員会記録

令和6年12月5日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	益子康子君
副委員長	畑岡洋二君
委員	内桶克之君
〃	飯田正憲君
〃	石松俊雄君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

欠席委員

なし

出席説明員

上下水道部長	友部邦男君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
水道課長	古木滋君
水道課長補佐	川松信一君
水道課主査	田中英樹君
水道課主査	松下哲也君
水道課主査	中田雄久君
下水道課長	高久和一君
下水道課長補佐	野沢力君
下水道課主査	久保田博和君
下水道課主査	安保信男君
農業委員会事務局長	福島猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主査	廣瀬美和子君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	須藤辰紀君
栗ブランド戦略室長	藤咲篤君

農 政 課 主 査	石 崎 武 君
農 政 課 主 査	石 井 正 昭 君
農 政 課 主 査	安 蔵 幸 子 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
商 工 課 主 査	山 口 富 男 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
観 光 課 G 長	村 上 俊 和 君
観 光 課 G 長	塩 田 誠 君
建 設 課 長	田 中 博 君
建 設 課 長 補 佐	佐 山 和 代 君
建 設 課 G 長	島 田 篤 君
建 設 課 G 長	中 村 哲 也 君
建 設 課 G 長	塙 隆 之 君
建 設 課 G 長	川 又 英 人 君
管 理 課 長	鈴 木 滋 君
管 理 課 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
管 理 課 G 長	友 部 賢 一 君
管 理 課 G 長	酒 井 一 典 君
管 理 課 G 長	郡 司 和 英 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
都 市 計 画 課 G 長	仲 野 一 成 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 井 伸 広 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 枝 秀 延 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程

令和 6 年 1 2 月 5 日（木曜日）

午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- ・議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて
- ・議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- ・議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- ・議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- ・議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

(2) その他

午前10時00分開会

○益子委員長 建設産業委員会委員の皆様、並びに執行部の方々におかれましては、建設産業委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より堀内次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いいたします。

また、傍聴の申入れがありましたので、よろしくお願いいたします。

○益子委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。

それでは、審査に入ります。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

それでは、上下水道部水道課が所管いたします議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 水道課です。おはようございます。

議案第85号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）の主なものにつきまして御説明申し上げます。

資料は、下から3行目になります。議案第85号をお開き願います。

3ページをお願いいたします。

第7条、継続費を御覧ください。旭町で建設中の中継場建設事業は、令和5年度から令和6年度までの2か年事業で計画し、令和7年3月に完成する予定でございました。しかしながら、当工事の電気設備機器の製造に必要となります半導体や樹脂原料の供給不足の継続によりまして、工期を令和8年1月まで10か月間延長する必要が生じてしまいました。このため、継続費を令和5年度から令和7年度までの3年間に改めるものでございます。

次に、第8条、債務負担行為を御覧願います。債務負担行為は、浄水場で使用いたします水道薬品購入につきまして、令和7年度年度当初から切れ目なく手配することから、その事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

続いて、補正内容につきまして、明細書により御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。主なものを御説明させていただきます。

収益的収入は、児童手当の補助金を一般会計から補助金として増額するものでございます。

続いて、収益的支出を御覧ください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費755万6,000円の増は、今後想定されます電気料の値上げに対応するため、光熱水費と動力費を増額するものでございます。

次に、2目配水及び給水費142万4,000円の増額も、同じく電気料の値上げに対応する増額でございます。

次に、4目業務費86万円の増は、郵便料金の値上げによります通信運搬費の増額でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、1項1目企業債4億2,800万円の減額は、先ほど継続費で御説明いたしました中継場建設事業が工期延長となりますことから、企業債を減額するものでございます。

次に、2項他会計負担金、1目一般会計負担金198万円の増は、消防本部から岩間消防署前に消火栓の追加要望を受けまして、その設置費用を一般会計負担金として増額するものでございます。

続いて、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費の減額は、旭町の中継場建設工事の工期延長によります4億2,838万5,000円の減額と、岩間消防署前に消火栓を追加で設置します工事請負費の増額でございます。

説明は以上です。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 建設資材の遅れにより工期が遅れるということは仕方がないことなので、よろしくお願いします。それはそれとして、工期が1年度までいかなくても少し延びることによって、工事の人件費等のアップとか、その辺の見込みというのはどのように考えているのか、お分りの範囲になると思いますけれども、よろしくお願いします。

○益子委員長 水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 工事費に関しましては、現在のところ増額の話合いはしておりませんで、現時点では増額が幾らというのは申し上げることができません。しかしながら、宍戸浄水場に関しましては、10か月で116万5,000円ほど警備費と電気通信費がかかるようになっておりまして、こちらを少なくできるように努めたいと考えております。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 なかなか人件費とその物価高騰の流れをしっかりと読むことは難しいと思いますので、その辺をしっかりとチェックしながら、いい設備を立ち上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○益子委員長 では、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、水道課が所管いたします議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 続きまして、議案第86号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

資料は、下から2行目をお開き願います。

3ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

1款工業用水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄配水費77万5,000円の増は、先ほどと同様に、電気料の値上げに対応するため動力費を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下水道課が所管いたします議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 下水道課です。よろしくお願いします。

議案第87号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第7条、継続費を御覧ください。農業集落排水市原地区処理施設更新工事において、令和6年度分の工事費に増額が生じたことから、令和6年度の年割額を増額するものでございます。内容につきましては、後ほど補正予算明細書にて御説明いたします。

次の3ページをお願いいたします。

第8条、債務負担行為を御覧ください。汚泥運搬業務委託及び汚泥処分業務委託は、浄化センターともべ、浄化センターいわまで処理した汚泥の運搬処分に係る業務であり、また、農業集落排水処理施設汚泥引抜運搬処分業務委託は処理施設6か所の汚泥処理に係る業務、4段目の下水道処理施設包括的維持管理業務委託は公共下水道処理場及び農業集落排水施設などの包括的維持管理業務であり、いずれの業務も令和7年度当初から発生する業務のため、本年度中に契約行為を進める必要があることから、記載のとおり定めるものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

補正予算明細書になります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目1節一般会計補助金は、この後御説明いたします支出予算の増により、一般会計からの補助金を増額するものでございます。

続いて、支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目污水管路費、5節動力費255万円の増及び3目処理場費、12節動力費1,500万円の増、並びに4目ポンプ場費、4節動力費310万円の増は、処理場及び中継ポンプ場などの動力費で、今後想定されます電気料金の値上げに対応するため動力費を増額するものでございます。

次の9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業資本的収入、1項企業債、1目、1節下水道事業債150万円の増は、農業集落排水市原地区処理施設更新工事費の増額に伴い事業債を増額するものでございます。

次に、支出でございます。

1款下水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目污水管路建設費、1節委託料269万6,000円は、今後発注予定の旭町地内管路敷設工事の実施設計業務委託料を増額するものでございます。

次に、2目処理場建設費、12節工事請負費147万4,000円は、先ほど継続費で御説明いたしました農業集落排水市原地区処理施設更新工事において、施設水槽内の防水防食工事の実施に当たり、水槽内の汚泥を引き抜いた際に水槽の底部に堆積しておりました一部の汚泥が経年劣化により固まっていたため、汚泥引き抜き処理ができないことから、その汚泥の処分に要する費用を増額するものでございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前１０時１３分休憩

午前１０時１３分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会事務局が所管いたします議案第81号 令和６年度笠間市一般会計補正予算（第５号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の福嶋です。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和６年度笠間市一般会計補正予算（第５号）のうち、農業委員会事務局所管分の補正予算について説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入についての補正はございません。

続きまして、歳出の補正予算について説明させていただきます。

補正予算書の27ページを御覧ください。

下のほうになります。５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費の補正額は26万円を増額するものです。

内容について説明させていただきます。

３節職員手当等26万円の増につきましては、職員の事務遂行に伴う時間外勤務手当となります。

以上で農業委員会事務局所管の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前１０時１５分休憩

午前１０時１６分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課が所管いたします議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第73号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明させていただきます。

笠間クラインガルテンは、平成13年度開設から都市農村交流や二地域居住の先駆的な施設として運営されてきましたが、競合施設の増加や施設の老朽化などにより、行政主体での運営が困難となっております。

このことから、民間運営を視野に入れた運営手法を検討し、令和３年度に公募により株式会社マイファームを選定し、指定管理者制度を活用しながら民間運営に向けた準備を進めてまいりました。民間運営移行後は、マイファーム社の農業分野での実績と企画力を生かし、地域の魅力発信や交流拠点としての役割を評価し、移住促進や観光、農業振興を含

めた地域の活性化を目指すとしております。これらを実現するため、本条例を廃止し、施設を行政財産から普通財産として位置づけ、柔軟な事業運営を可能とする環境を整えるものでございます。

2 ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、本条例の廃止に伴いまして、普通財産としての施設の貸付けを行うことから、笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例で定める暴力団等の利用を制限する対象施設から笠間クライנגアルテンを削除するものであります。

以上で議案第73号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 公有財産から普通財産にして、ある意味使い勝手をよくして魅力をアップしようということで、非常に挑戦的なことだと思って頑張っていたきたいと思います。

ただ、ここでちょっと確認したいのが、既に 9 月ぐらいから次の募集が始まって、そして料金のアップということを提示しながらやっているということなので、来年度に向けてというか、今年度というか、現在どのぐらいの募集枠を持っていて、今どのぐらいの申込みがあってとか、その辺の新しい料金体系に対する市場の反応というものが分かれば、まだ募集は終わっていないですけども今の段階で分かれば、御説明していただくとこの挑戦的なあれが少しは見えるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 募集状況でございますが、新規が今のところ14件ほどございます。あと、現在クライングアルテン利用者に関しましては、継続者が31名、卒業者が17名、保留の方が1名という状況となっております。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 今のあれですと、継続が31という話でしたね。卒業が17で保留が1、そして新規のエントリー応募が14ということで、もうちょっと踏ん張りというところでしょうけれども、できれば競争率が1倍を超えて、いろいろな方のあれということを期待して、あと3か月以上ありますので、いろいろなところでPRをして、しっかりといい状況でスタートできるように株式会社マイファームへの応援というか、よろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、農政課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長。

○菊地農政課長 続きまして、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、農政課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入の補正予算について御説明いたします。

予算書の15ページを御覧ください。

なお、歳入の補正予算の農政課所管分の総額は1,497万2,000円の増でございます。また、歳出において重複する内容につきましては、歳出で詳しく御説明させていただきます。

初めに、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,011万2,000円の増のうち、鳥獣被害防止総合支援事業補助金26万2,000円の増は、鳥獣被害防止のための国の補助金について、イノシシの捕獲頭数が増加傾向にあり、捕獲活動に必要な経費に対する補助要望があったことから増額するものでございます。

続きまして、その下の儲かる産地支援事業費補助金185万円の増は、有機野菜を生産している市内の農業法人がホイールローダーを導入することなどから、県補助分を増額するものでございます。

続きまして、その下の県単土地改良事業補助金800万円の増は、「笠間の栗」水田畑地化モデル事業における圃場整備などの県補助分を増額するものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、12目森林環境整備基金繰入金、1節森林環境整備基金繰入金58万円の増は、森林環境譲与税を活用して森林整備に資する事業を実施するため、森林環境整備基金から繰り入れるものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入1,089万7,000円の減のうち、補助対象財産収益金30万円の増は、国の補助事業で整備した笠間栗ファクトリーの有償貸付けにより生

じる収益の一部を国に納付するため、笠間栗ファクトリーから収入する分を増額するものでございます。

続きまして、その下の多面的機能支払交付金返納金398万円の増は、令和5年度に交付した同交付金について、多面的機能活動組織が実際に行うことができなかった事業に係る補助金分の返納金を収入するため増額するものでございます。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出の補正予算について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

なお、歳出の補正予算の農政課所管分の総額は2,768万1,000円の増でございます。

初めに、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、1節報酬70万円の増と、その下の10節需用費3万6,000円の増は、イノシシの捕獲頭数が増加傾向にあり、鳥獣被害対策実施隊の出動回数の増が見込まれることによる隊員の報酬及び出動時の飲み物代としての食糧費の増でございます。

次に、その下の12節委託料345万4,000円の増は、今年度進めている笠間ラインガルテン内にあるラウベの修繕工事における設計変更及び追加工事となる空調設備の改修に必要な設計業務委託料の増でございます。

その下の18節負担金補助及び交付金775万2,000円の増のうち、補助対象財産国庫納付負担金30万円の増は、国の補助事業で整備した笠間栗ファクトリーにおいて、敷地内の一部を有償貸付けしたことにより生じる収益の一部を国に納付するため増額するものでございます。

次に、その下のイノシシ捕獲処分補助金500万円の増は、今後、イノシシの捕獲数や処分数の増加が見込まれることから増額するものでございます。

次に、その下の主要農産物総合支援事業補助金173万8,000円の増は、有機野菜を生産している市内の農業法人がホイールローダーを導入することなどから、主に県補助分を増額するものでございます。

次に、その下の鳥獣被害防止総合支援事業補助金71万4,000円の増は、イノシシの捕獲頭数が増加傾向にあり、今後も捕獲数の増加が見込まれることから増額するものでございます。

その下の21節補償・補填及び賠償金43万5,000円の増は、やはりイノシシの捕獲頭数が増加傾向にあることから、ワナ補償費を増額するものでございます。

続きまして、その下の4目水田農業費、18節負担金補助及び交付金230万5,000円の減のうち、水田農業奨励事業補助金173万円の減と新規需要米流通助成事業補助金57万5,000円の減は、いずれも事業費の決定による減額でございます。

続きまして、その下の6目農地費、12節委託料118万8,000円の増は、「笠間の栗」水田畑地化モデル事業において、県から追加予算の配分があり、排水対策や土壌分析、切土、

盛土などの計画を策定するに当たり、現状の地質を把握する必要があるため測量設計等委託料を増額するものでございます。

その下の14節工事請負費1,161万6,000円の増は、やはり「笠間の栗」水田畑地化モデル事業において、県から追加予算の配分があり、圃場整備を行うため、土地改良工事費を増額するものでございます。

次に、その下の18節負担金補助及び交付金123万9,000円の増のうち、小規模土地改良事業補助金65万7,000円の増は、三つの土地改良区内における機場の水中ポンプ交換や制水弁設置、ポンプのモーターの更新などの工事業業に対し、その経費の一部を土地改良区へ補助することから増額するものでございます。

その下の県単土地改良事業補助金58万2,000円の増は、一つの土地改良区において、二つの機場を送水管で接続し、電力量の削減を図るための工事を行うことから、その経費の一部を土地改良区へ補助するため増額するものでございます。

次に、29ページを御覧ください。

22節償還金、利子及び割引料298万6,000円の増は、令和5年度に交付した多面的機能支払交付金について、多面的機能活動組織が実際に行うことができなかった事業に係る補助金分のうち、県に返納する分を多面的機能支払交付金県費返納金として増額するものでございます。

続きまして、2項林業費、1目林業振興費、18節負担金補助及び交付金58万円の増は、笠間広域森林組合が行う担い手育成などのための林業講座に係る経費に対し、森林担い手育成研修補助金として補助することから増額するものでございます。

以上が農政課所管分の補正予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 何点かお願いします。28ページに、農業振興費の中で委託費345万4,000円という形になって、クライנגルテンの空調のための設計費という説明があったのですが、これ設計費を計上して、工事費の計上というのはここでは見えないのですけれども、工事はどういうふうになっているのか説明いただけますか。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 工事費に対しましては現予算がございまして、その中で工事を行うことになっております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 設計で追加になった部分が工事費の中では予算化されているという状況、そういうことでいいんですか。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 予算の範囲内と入札差金によりまして、工事のほうを行う予定になっております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 では、2点目で、次の29ページに多面的機能の支払交付金の返納金というのがあるという形で、令和5年度の活動費で活動されない分を返金するということですが、これは市内で29か所ぐらいあるのかな、多面的機能をやっているのが。これ何か所あって返納金がこれだけになっているのか教えてください。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 団体としては2団体ございまして、1団体がため池の工事をするんですけども、そこが執行できなかったというところの返納金の部分と、もう1団体については入札差金が生じたということで、その差金分を返納するということになっております。

○内桶克之委員 分かりました。

○益子委員長 ほかに質疑ありませんか。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 28ページの田んぼを栗の畑にするということに関してですけれども、笠間から友部のほうに来る途中にありますので、時々通って変化というのは見ていたんですけども、取りあえず今工事は止まっていると思いますので、現状、あの段階で完成形からどのぐらいの状況なのかなというのを教えていただけると、いろいろな人に聞かれたときに説明できるかなと思ひまして、よろしくお願いします。

○益子委員長 菊地恵一君。

○菊地農政課長 完成までの経過、スケジュールということですか。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 終わるのが100%じゃないですか。今の埋立てが敷地の2割なのか3割なのか、その程度で取りあえずは結構です。よろしくお願いします。

○益子委員長 菊地恵一君。

○菊地農政課長 事業の進捗状況ということでございますが、現在は設計をするための現地測量とかそういうのをしております、先に盛土をするための必要な土を先行して入れているような状況でございます。工事としてはまだ行っていない状況です。今の段階では、まだ測量をしていて設計を組む段階になっております。

○益子委員長 礒山部長。

○礒山産業経済部長 今の水田畑地化のモデル事業についてですが、あらあらの設計の中で土量がこのぐらい足りないだろうということで、今まで安居工業団地で整備していると

ころで大分良質な残土が出たというところで、その分のストックを今しているという状況で、地質調査等、今回の補正予算にも上がっていますが、事業の進捗としてはまだゼロ%で、必要な想定される土に関しては先に確保して、その土に関してもきちんと検査をして、良質な残土だということを確認してからそこにストックしているという状況でございます。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 実務的にされている皆様の頭の中に入っているスケジュール感と、外から見ているしかない立場からすると、土が入ったということは何割か動いているのだろうと勝手に想像してしまうので今のような質問させていただいたのですが、要するに、まだまだ最終的に畑という形にするにはものすごく先があるのでしょうかけれども、細かい話はこの辺にして、これに関しては了解しました。

委員会として、先日、熊本のほうに、山鹿市のほうにお邪魔したときにも、山鹿市が作付面積を増やしたいので田を埋めて栗用の畑にしたいということを実践されたというところで、いろいろ苦勞された話を伺いましたので、要するに地下水というか、水ですね。稲は水がないと駄目ですけれども、栗は水位が高いと根が腐ってしまうということを改めて考えなくてはいけないなということをおっしゃっていたと思いますので、その辺の最低限の水位の高さ、低さというのは、当然、既に検査されているのでしょうかけれども、その辺は大丈夫だということで多分あそこを選んだのだらうと思いますけれども、その辺確認ということで御説明いただければありがたいと思います。

○益子委員長 礪山部長。

○礪山産業経済部長 水位の確認の調査についても、今まさに実施しているところでございまして、我々、熊本の山鹿市、また丹波地方の自治体とも綿密に連携を取っているところでございまして、昨日、兵庫県側の丹波の普及センターが生産者の方を30名ぐらい連れて視察にいらっしゃったんですけれども、その中では、京都府、兵庫県、いわゆる丹波栗の産地としては水田畑地化というのは一般的にやっている事業だということなので、その辺の知見を共有しながら、我々初めての事業なので、全国の栗産地と連携して、どれが一番いい方法なのかというところを探りながら、これからやっていきたいと思いますということで昨日もお話したところですので、先進地の事例を参考にしながら、我々の笠間でどういう方法がいいのかというところは、関係機関、専門機関、県の協力をいただいたり、JAの協力をいただいたりしながら進めていきたいと考えているところです。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「委員長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 その前に一つよろしいでしょうか。石松委員、質問をお願いします。その後には休憩。

○石松俊雄委員 28ページ、イノシシの捕獲補助金が増額している、増額をするということなんですけれども、捕獲数が増えているということなんです、うちの会派の田村議員

が前回質問していると思うんですが、イノシシの捕獲頭数が増えている現状について少しお聞きしたいのと、もう一つは、わなにかかったときの発信機の導入について一般質問の中で要望していて、機械ができたばかりだから見合わせるというか状況を見てみると、そういう答弁はいただいているのですが、その答弁の内容については、今の状況は変わらないのかどうか、その辺お聞かせいただけますか。

○益子委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 イノシシの捕獲頭数の状況でございますが、頭数にしますと、去年と比較しますと、去年9月末現在で299頭、今年9月末現在で427頭ということで、約1.4倍捕獲数が増えているような状況でございます。

原因としましては、豚熱の影響が今まであったかと思うんですけれども、それが一定程度ワクチンなどを散布しまして、抗体を持ったイノシシが増えてきたということで、それが爆発的に増えているような状況になっております。

○益子委員長 あと、わなの発信機。

○菊地農政課長 わなの発信機につきましては、実際に使っていただける有害鳥獣捕獲実施隊の方々と話さなくちゃならないのかなと思っているのですが、現在において先行して使っている隊員もいるという状況でございます。今後、導入について深く実施隊のほうと詰めていきたいなと思っております。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 爆発的に増えているという漠然とした言い方されていきますけれども、かなりですよ、299から427というのは。これ対策考えないといけないのではないかなと思うのですが、その対策はどう考えるのか。金額を増やすことはいいんですけれども、具体的にどういう対策を考えるのかということと、もう一つは、その発信機については、実際に使っている方々とお話をして、鳥獣捕獲隊の方と話をして準備進めるという答弁いただいているのですが、今の答弁だとまだ話していないということですが、これやっていただけるんですか。

○益子委員長 菊地恵一君。

○菊地農政課長 まず、イノシシが増えているという状況の対策でございますが、捕獲も進めている状況でございますが、その前に農業被害が出ないように電気柵の補助などもしておりまして、そちらでまずは対策をしていただいているような状況でございます。

発信機の導入につきまして……。

○益子委員長 礒山部長。

○礒山産業経済部長 私のほうから、まず、被害が増大している頭数の拡大に対する対策につきましては、今、課長から説明があったように電気柵がメッシュ、いわゆる完全に入ってこられないように囲うというモデル事業を今スタートさせておりますので、一義的には農業被害がないように生産者自らが自分の農地を守っていただくというのを基本にしな

がら、積極的に鳥獣被害対策としての捕獲も進めていきたいと考えているところでございます。

また、発信機につきましても、まだ出たばかりで、課長説明していないというふうな発言はしたんですけれども、継続的に実施隊の使っている隊員の方との情報交換はしておりますので、必要なタイミングを見計らって導入するべきなのか、見送るべきなのかという適正な判断をしていきたいと考えております。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 最後、生産者自らがというところが私たちは納得がいていないところなんです。これは会派の議員が言っていますけれども、具体的に生産者は農業被害を受けないように農業者は頑張るんですけれども、市は何もしないということですか。これ増えているからということで、何かやらないんですか。

○益子委員長 礪山部長。

○礪山産業経済部長 積極的な補助事業を活用するとともに、モデル地区として笠間自動車学校付近で、何件かの農家と一緒に防護柵を設置するなどというところも市のほうで積極的に取り組んでいるところでございますので、今後も被害防止、イノシシが増える原因というのは、実際に生態系の話なので我々も解明できているわけではございませんので、防止と捕獲の両輪をバランスをうまく取りながら、市のほうで積極的に対策をしていきたいと考えているところです。

○石松俊雄委員 一つだけいいですか。

○益子委員長 では、一言どうぞ。

○石松俊雄委員 具体的に何かやるのかというのを知りたいんですよ、お金使って。それはやらないということですね。

○益子委員長 礪山部長。

○礪山産業経済部長 今お話しした笠間地区のモデル事業につきましては、市がお金を出して面で押さえていくというところの実証をまさにやっているところでございますし、電気柵、防護柵等の補助事業も他の市町村に比べては積極的に補助金の交付をしているというところで支援をしていきたいと考えております。

○益子委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 私も実施隊ですが、今、気になったのが、頭数が増えてきているけれども、どの地域が多いんですか、地域的に。

○益子委員長 菊地恵一君。

○菊地農政課長 主に山間部となっておりますところが多いんですけれども、笠間地区で言えば大橋、北山、箱田地区、片庭地区、あとは岩間地区で言えば泉地区とか上郷地区、その辺が多くなっております。

○益子委員長 では、暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分休憩

午前 10 時 55 分再開

○益子委員長 休憩を取り戻しまして会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石崎委員が退席いたしました。

次に、商工課が所管いたします議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 商工課の桑嶋です。よろしくお願いいたします。

議案第74号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例は、中小企業等の二重債務問題を解消し、中小企業等の事業再生を促進するため、産業競争力強化法などに基づいた再生計画を新たに作成し、事業の再生になると認められる場合において、茨城県信用保証協会と市の損失補償契約に基づく市の回収納付金を受け取る権利を放棄することに関して定めた条例でございます。

本条例は、第3条で、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる中小企業等の事業の再生に資する計画等について定めるもののうち、引用されている産業競争力強化法が一部改正されたことから、本条例の条項等の変更を行うものでございます。

内容につきましては、第3条第1号中にごございます「市」を「茨城県」に、また、産業競争力強化法で定めた独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務に関する条が「第133条」から「第140条」に、認定支援機関に関する条が「第127条」から「第134条」に、中小企業再生支援協議会に関する条が「第128条」から「第135条」に、第2条で定める特定認証紛争解決事業者に関する項が「第20項」から「第21項」に、特定認証紛争解決手続に関する項が「第21項」から「第22項」に改正されたことに伴い、条項を整理するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時09分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課が所管いたします議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課長の山内です。よろしくお願いいたします。

議案第75号 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、平成10年に建築しました施設の老朽化などが課題となっている笠間工芸の丘の大規模改修に伴いまして、各施設の名称、施設入場料、施設利用料、休日及び開場時間について条例の一部を改正するものでございます。

施設の名称のほか、休日及び開場時間につきましては、現在、笠間工芸の丘において使用しております呼び名、運用状況に合わせて変更をするものでございます。施設入場料及び施設使用料につきましては、市の使用料及び手数料の見直しに関する基本方針に基づき算定をしまして上限額を定めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

第3条第2号中「一般工房」を「ふれあい工房」、同条6号中「創作研修館」を「クラフトホール」、同条9号中「クラフトカフェ」を追加いたしまして、「その他付随する施設」を同条の10号に繰下げをしまして改めるものでございます。

休日及び開場時間につきましては、第8条1項中、休日は「12月29日から翌年の1月3日まで」を「12月25日から翌年の1月1日まで」に、同条の2項中、会場時間は「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前10時から午後5時まで」に現在の運用に合わせて改めるものでございます。

次に、別表第1、施設入場料につきましては、6 ページを御覧願います。

センタープラザ内企画展示室「510円」を「750円」に、「410円」を「600円」に改めるというものでございます。

次に、別表第2、施設使用料につきましては、センタープラザの表の中でございます。これまでの「カフェラウンジ、イベントギャラリー、ミニシアター、情報交流室」を「ギャラリーカフェ、クラフトギャラリー、会議室」へ、名称と利用区分を変更するものでございます。

改修に伴いまして施設内の用途を変更したことから、「カフェラウンジ」の欄は削除となります。

これまでの「イベントギャラリー」を「ギャラリーカフェ」へ名称変更しまして、販売又は入場料を徴する場合、「2万950円」を「販売額の40%以内」、営利を目的としない場合を上記以外としまして、「1万470円」を「1万1,460円」に改めます。

「ミニシアター」は、「クラフトギャラリー」へ名称変更いたしまして、利用区分につきましても、これまで1回当たりの映像設備を利用する場合「4,180円」、使用しない場合は「2,080円」として利用料を定めておりましたが、1日当たりでギャラリーを貸し出す利用料としたことから、販売又は入場料を徴する場合は「販売額の40%以内」、上記以外は「1万9,200円」に改めるものでございます。

「情報交流室」は「会議室」へ名称変更いたしまして、利用区分につきましても、1団体、一月当たり「5万2,370円」と定めておりましたが、1日当たりの利用料の設定としたことから「5,630円」に改めるものでございます。

7ページを御覧願います。

「創作研修館」につきましては、「クラフトホール」へ名称変更いたしまして、利用区分につきましても、1回当たり「5,230円」としていたものを1日当たりの利用料設定というふうにしたことから、販売又は入場料を徴する場合「販売額の40%以内」、上記以外「1万220円」に改めるものでございます。

レンタルスペースにつきましては、施設内の欄に営利を目的とした場合、「販売額の40%以内」を追加し、改めるものでございます。

「駐車場」につきましては、利用区分としまして、1車両1回「500円」を加え、改めるというものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということとしております。

以上で議案第75号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時16分再開

○益子委員長 休憩を取り戻しまして会議を再開いたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、観光課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 それでは、議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の観光課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為でございます。

予算書7ページをお開き願います。

債務負担行為につきましては、来年4月当初から業務を実施するということに伴いまして、今年度中に契約事務を結ぶということが必要になりますから、債務負担行為を設定するというものでございます。

観光課所管分は2件ございまして、下から3行目、かさま観光周遊バス運行業務委託、限度額4,902万円でございます。この業務委託は、令和7年度よりかさま観光周遊バスの運営主体が笠間市内観光周遊バス運行協議会から笠間市に移ることによりまして、市がかさま観光周遊バスの運行業務を委託していくものでございます。本業務委託は、令和7年度から令和9年度までの長期継続契約で、単年度当たりの委託料は1,634万円となるものでございます。

1行下のかさまコンシェルジュ業務委託でございます。限度額1,112万6,000円でございます。事業内容でございます。かさまコンシェルジュが各種イベントでの観光ガイドやツアー添乗業務、観光キャンペーンを行うほかに、笠間駅前の観光案内所、笠間稲荷駐車場観光案内所の運営業務でございます。また、情報発信業務としまして、新たなお店の店舗紹介やすてきな風景というものも自ら取材をして、SNSに投稿するというようなことも行っております。

続きまして、歳入はございませんので、歳出について御説明を申し上げます。

29ページをお開き願います。

6款商工費、2項観光費、2目観光振興費、12節委託料、補正額36万3,000円の増でございますが、市内の大規模会場で実施されるイベントに対する補助金交付業務委託料でございます。実施見込み件数の増により補正をするものでございます。

続きまして、3目観光施設費、14節工事請負費、補正額124万3,000円の増でございますが、つつじ公園内ののり面整形工事となります。市道に接するつつじ公園ののり面の一部が崩れかけているため、整形をしまして芝張りによる保護を実施するものでございます。

以上が観光課所管分の補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分休憩

午前 11 時 21 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部建設課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

建設課長田中 博君。

○田中建設課長 建設課の田中です。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、建設課所管分の主な事業や工事内容につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

2段目、上から4行目になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金4,590万8,000円の増額でございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金、交付率55%、地域産業を強化する幹線道路と産業と点を結ぶ市町村道整備、安居工業地域整備推進事業に係るものでございます。

次に、5行目になります。2節住宅費補助金1,050万円の増額のうち、建設課所管分は1,079万7,000円の増額でございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金、交付率50%、地域住宅支援分野、狭あい道路整備等促進事業に係るものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

31ページを御覧ください。

1 段目になります。7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費、14 節工事請負費3,394万円の増額のうち、建設課所管分は4,944万円の増額でございます。内容につきましては、県道水戸岩間線（本田材木店付近交差点）から常磐自動車道友部サービスエリアスマートインターチェンジアkses及び緊急輸送道路に指定されております市道の舗装修繕、全体整備延長1,630メートルのうち、整備済み延長1,150メートル、今回整備予定延長480メートルの舗装修繕工事でございます。

同じく18節負担金補助及び交付金450万円の減額でございます。内容につきましては、下加賀田地区県事業瀬沼川河川改修計画に伴う現道拡幅計画に伴う測量業務（延長610メートル、幅員5.0メートル）でございます。事業遅延に伴い、令和5年度の負担金が発生しないことによる減額をするものでございます。

次に、2 段目になります。4 目幹線道路整備費、14 節工事請負費674万円の増額でございます。内容につきましては、笠間地区下市毛北交差点から笠間小学校へ向かう大和田五差路交差点までの整備延長620メートルの歩道整備事業に伴う工事請負費でございます。

また、12節委託料148万円の減額、16節公有財産購入費132万円の減額、21節補償・補填及び賠償金394万円の減額につきましては、今年度分の事業費（国補事業）が確定したことにより、14節工事請負費で組替えをし、事業の進捗を図るものです。

次に、3 段目になります。5 目狭あい道路整備等促進費につきましては、国の追加補正によるものです。

12節委託料710万円の増額でございます。内容につきましては、上加賀田地区地域交流センター上加賀田へアクセスする整備延長204メートル、幅員5メートルの狭あい道路整備事業に必要な測量設計等委託料でございます。

次に、16節公有財産購入費217万円の増額、21節補償・補填及び賠償金1,236万円の増額でございます。内容につきましては、12節で御説明いたしました上加賀田地区の狭あい道路整備事業において道路用地として必要な公有財産購入費及び支障となります物件等補償費（電柱移転及び工作物補償費）などでございます。

以上で建設課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 31ページ、先ほど舗装修繕工事の件がありましたが、これ追加で今回工事やっていると、道路を見ていて、今まで工事をやっていたのですが、こちらから行くと湯崎に曲がる道までをやっていたような感じがするのですが、上から常磐道までをやるという解釈でいいんですか。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 今、工事終わっている部分から岩間街道に向かっている部分で、この後、また常磐道の手前まで、インターの入る手前までは今年度の事業費がありますので、そちらを併せてやっていきます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そうすると、岩間街道から高速道路まで全体を舗装するということでしょうか。

○益子委員長 田中 博君。

○田中建設課長 はい、そのとおりでございます。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 笠間地区下市毛北交差点から大和田のほうの、これは31ページの幹線道路整備費のところでしたね。これに関してはどの辺まで、設計図面というか、完成図が分かるような状況というのはもう既にお持ちなのでしょうか。

○益子委員長 建設課長田中 博君。

○田中建設課長 前年度詳細設計のほう終わっていますので、前年度と今年度をかけて詳細設計を進めて、今、畑岡副委員長から話のあった下市毛交差点から大和田五差路までの道路詳細設計はできております。

今回発注するのは、大和田五差路から約100メートルの部分、根本甘納豆屋があると思うのですが、そちらの手前ぐらいまではできるかなと思っております。ただ、今後整備するに当たっては、支障物件であります電柱移転とか、そういった部分の民地のほうに入れていただけるような御協力が必要となってきますので、その辺は隣接地の方と調整しながら進めてまいりたいと思います。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 既に詳細設計は終わっているということなので、後で詳細設計、見せられる範囲になるかもしれませんが見せていただいて、そうすると地域の人にも、こうこうなるから、そういうときには皆さんにも協力をいただきたいなということも私のほうから伝えられるかと思しますので、分かる範囲の中の図面を見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中建設課長 承知しました。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課が所管いたします議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 管理課鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

では、議案第80号 損害賠償の額を定め和解することについて御説明いたします。

笠間地区南工業団地調整池の堆積土砂撤去工事及び公共下水道処理場矢野下地内の残土運搬工事に関しまして、令和6年2月に口頭でしゅんせつ工事などを指示し、3月から7月にかけて工事を実施しましたが、工事費が未精算となっております。工事完了後の契約行為はできないことから、工事費相当額578万6,000円を賠償金としてお支払いするものでございます。

議案第80号の説明は以上でございます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 前にも説明があったのですが、この工事について工事の指示でやってしまったということで、この和解金に当たっては、この相手方というのは元請なんですか、下請なんですか。

○益子委員長 管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 こちら元請になっていた起因となった工事については既に完了しておりますので、工事自体は下請の業者のほうにお支払いすることになります。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 口頭で指示ということを行っているのですが、その指示は元請にしているのではないんですかということなんです。下請に補償をするということなんです、その担当者の指示は元請の監督に言っているのではないかなと思うのですが、その点は説明できますか。

○益子委員長 鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 当時下請で入っていた業者も、担当者は元の工事の監督員としての口頭指示という扱いだと認識していたのだと思うのですが、実際の工事に関しては別の場所であるということもありまして、別工事という扱いに途中から、なので、その引継ぎに当たりますところの工事の頼み方というのが不確かになっていったというところがあります。なので、下請の業者としては、元の工事の監督員としてのものだったのではないかとということで工事を引き受けた。ところが、引継ぎもある中で工事自体は別の場所であったことも含めて別工事ということだったものですから、下請の会社としては、別発注を受けたものということに繰越し後はなってしまうということでありまして、口頭指示というところが不確かになってしまったというのが、今回こういうことになってしまった大本の原因かと思っております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 どうもよく分からないのですが、元の工事、つまり以前からやっている工事にこの業者が関連していて、その監督員が下請で入っていたので、そこに指示をしているという解釈でいいのですか。

○益子委員長 鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 本来は下請に直接指示をするということはないと思います。元請のほうに指示をして、指示書が出て、それに伴って工事を下請が行うということが本来でございますが、その場で工事を行っていた下請のほうに、続けて関連してという扱いをお願いをしてしまったというところなので、元請のほうへの指示ということではなかったようです。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 4 分休憩

午前 1 1 時 4 1 分再開

○益子委員長 休憩を取り戻しまして会議を開きます。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、管理課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の管理課所管の主なものについて御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧願います。

こちらは、6ページから続きます第3表債務負担行為補正でございます。表の最下段から次のページ3段目までが管理課所管分でございます。各地区の道水路の維持管理など令和7年4月1日から作業に着手するため、令和6年度中に契約手続をする必要があり、債務負担を設定するものでございます。

続きまして、予算書の17ページを御覧願います。

22款市債、1項市債、3目土木債、1節道路橋りょう債3,330万円のうち、2行目、市道整備事業債（道路新設改良事業）2,090万円の減につきましては、この後御説明いたします歳出予算の工事スケジュールを次年度に見送ることから、借入額を減額するものでございます。

歳出に移りまして、予算書30ページを御覧ください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費1,223万8,000円のうち、10節需用費、光熱水費197万円につきましては、道路照明等に係る電気代でございます。

12節委託料、測量設計等委託料435万円につきましては、道路建設時に一部の用地取得ができなかった鯉淵地区の2か所において、地権者との交渉により用地取得の同意が得られたため、用地測量と不動産鑑定に係る委託料でございます。

14節工事請負費、交通安全施設工事費591万8,000円につきましては、区画線更新や防護柵設置工事などでございまして、区画線については、友部地区大原小学校前の市道（友）1級3号線ほか2か所において、区画線が薄くなった箇所などの更新工事費でございます。防護柵については、笠間地区大淵地内などの防護柵補修及び設置のための工事費でございます。

続きまして、2目道路維持費2,466万2,000円のうち、12節委託料、道路等包括管理委託料310万2,000円につきましては、岩間地区の駅東大通り線において、街路樹として植樹しました桜の木のうち約20本が枯れており、倒木を未然に防ぐ必要から、撤去のための委託料でございます。また、排水計画策定基礎調査委託料1,577万4,000円につきましては、開発が進んでいる友部地区旭町地内における排水整備計画を策定するため、地形等の基礎調査を行う委託料でございます。

21節補償・補填及び賠償金578万6,000円につきましては、先ほど議案第80号で御説明いたしました笠間地区南工業団地調整池しゅんせつ工事などで未払いとなっております工事費相当額を賠償金として支払うものでございます。

続きまして、予算書31ページを御覧ください。

3目道路新設改良費3,025万1,000円のうち、14節工事請負費、道路新設改良工事費1,550万円の減額につきましては、岩間地区下郷地内の市道（岩）中3号線において、支障となる電柱移設の協議等に時間を要したことから、本体工事を次年度令和7年度に実施することとしたものです。

21節補償・補填及び賠償金、工作物補償費81万1,000円につきましては、先ほどお伝えしました市道（岩）中3号線において電柱移設の協議により、移設費の確定額でございます。

管理課所管についての御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

畑岡副委員長。

○畑岡洋二委員 先ほどの中に、桜の木が老木になって安全のために伐採すると。今回に限らずいろいろなところで、旧笠間市役所のあった高台のところも切るやにも聞いていて、笠間支所の桜の木も既に切られて、今、更新事業が始まっている。老木が倒れるというのはいろいろな社会問題になっていますので、これやっていくのは本当に大事なのでよろしく願いますということですが、桜の木の切ったものの処分の件について、現状は多分業者に切ったものはお渡しして、処分費として計上されているのだと思うのですが、この辺の処分費を圧縮できないかというような検討というか、実際そういうことを検討したのか、それとも実際既にやっているのか、その辺ありましたら御説明いただけるとありがたいと思います。

○益子委員長 鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 再利用となると、例えば、まきになるという作業とかあり得るのかもしれませんが、現状、今回の岩間地区に関するものについては、合併直後ぐらいに植え

た木なので腕の太さぐらい、太くて足までいかないぐらいのものでして、定着しなかったものも一部あるのかなということで、枯れてしまったということになるので、今のお話ですと再利用を考えるようにという話だったのですが、今回、そういうチップ化をするまでの太さはないものという判断はしております。ですが、それなりに背丈は伸びてきているというところがありますから、散歩であったり、通学されている方などに関しては、今年も、夏、台風で1本倒れたというところがありますので、そういったことも踏まえて、被害等はありませんでしたが、そうなる前に、枯れているものは倒れる可能性が高いということで伐採をするということでございます。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 老木ではなかったけれども、木は条件によって若くても倒れますから、管理はありがたいなと思います。

その処分の話ですけれども、太いから細いからとかいろいろ、結局管理という手間がかかってしまうかもしれないですけれども、まきストーブを使っている方の多くは、杉、ヒノキのような針葉樹ではなく広葉樹系のものを欲しがると一般的に言われていまして、こういうものが市のこの広場に1週間とか2週間とか取りあえず置いておきますよと、欲しいものがあったら自分で切ってお持ちくださいと、そういう例はいろいろなところでやられているんですよね。ただ、これを定常的にやろうとすると、またこれも管理という問題ありますけれども、その辺のことを可能な限りできるようにしていただければ、処分費というのが圧縮できるのではないかなと思いますので、大変でしょうけれども、御検討していただけるとありがたいなと思います。

○益子委員長 ほかに。

鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 他部署も関わる部分も、例えば置く場所であれば資産経営課なり相談したりということもございますので、他部署とも相談しながら進めたいと思っております。よろしくお願いします。

○益子委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分休憩

午前 11 時 53 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課が所管いたします議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 都市計画課の鶴田です。よろしくお願いいたします。

議案第81号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、都市計画課分の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書8ページをお開きください。

債務負担行為補正、都市計画課所管分は、表の上から4段目、笠間芸術の森公園公園管理業務委託2,620万2,000円から、7段目、笠間中央公園植物管理業務委託1,440万円まででございます。こちらにつきましては、笠間芸術の森公園及び笠間中央公園における植栽等の維持管理につきまして、令和7年4月1日から業務を行う必要があるため債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

14ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金、社会資本整備総合交付金29万7,000円の減は、子育て世帯支援助成金の申請件数の減に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

32ページをお開きください。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費1億4,273万8,000円増のうち、都市計画課所管分は268万8,000円の増でございます。

主なものとしまして、18節負担金補助及び交付金、宅地創出促進補助金209万2,000円の増は、対象となる居住誘導区域内における住宅開発の増によるものでございます。

続きまして、中ほどになります。5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費、住宅整備工事費187万9,000円の増は、市営来栖住宅及び稲田第2住宅におきまして、老朽化により不具合が生じている浄化槽ブロアの更新に伴う費用でございます。

次の18節負担金補助及び交付金、福原公営住宅子育て世帯支援助成金190万5,000円の減は、申請件数の減によるものでございます。

以上で都市計画課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退出のため暫時休憩いたします。

午前 11時57分休憩

午後 零時03分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、今期定例会において建設産業委員会に付託になりました議案の審査は全て終了いたしました。

御審議いただいた審査の結果については、定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長及び副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 御異議がありませんので、私と副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

〔発言する者あり〕

○益子委員長 分かりました。内容につきましては、委員の意見をきちんと確認いたしまして、その後、私と副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、建設産業委員会を閉会いたします。

午後零時04分閉会